

公安委員会 説明資料No. 1	「客にダンスをさせる営業に関する風営法の規制の見直しに当たって考えられる論点」に対する意見の募集結果等について	平成26年9月4日 保安課
--------------------	---	------------------

1 意見公募手続の実施結果（別添資料1参照）

平成26年7月25日から8月7日までの間、「客にダンスをさせる営業に関する風営法の規制の見直しに当たって考えられる論点」について意見公募手続を実施したところ、1,075件の御意見が寄せられた。

(1) 3号営業について

ア 風俗営業からの除外

- ダンスの文化的・芸術的価値は高まり、教育、観光等の各分野において重要なものとして位置付けられており、その有用性を一層高めるためにも、規制の見直しが必要である。
- 違法行為、迷惑行為等の問題の発生を助長することになるため、風俗営業からの除外は適当ではない。

イ 営業時間規制の緩和

- 生活様式の多様化を踏まえ、深夜に仕事を終えた人々が楽しむ場所が必要である。
- 大音量の音楽騒音により迷惑をしていることから、営業時間規制を緩和するべきではない。

(2) 4号営業について

ア 規制の対象からの除外

- 規制の対象から除外されることにより、不健全な営業が行われ、犯罪の温床となることが懸念される。
- スポーツや芸術としての性質が強く、売春等の問題のある事案が生じていないのであれば、規制の対象から除外しても問題はない。

イ 問題のある営業が出現した場合の措置

- 問題のある営業については、他法令で取り締まるほか、接待、性的な行為等があれば、他の風俗営業や性風俗関連特殊営業として規制すればよい。

(3) 1号営業を2号営業に含めて規制することについて

- 構造・設備の要件が緩和されるのであれば、狭いステージ等でダンスが行われ、様々な問題が発生する。
- 実質を保ったままでの規制の共通化であり、問題は生じない。

2 町会・商店街等に対する意見聴取結果（別添資料2参照）

主要な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察において、客にダンスをさせる営業に関する風営法の規制の見直しについて、繁華街・歓楽街の町会・商店街等に対する意見聴取を実施した。

3 実施結果の取扱い

上記実施結果については、今後の警察庁における規制の見直しに係る検討の参考とする。

なお、風俗行政研究会（有識者会議）にも上記実施結果を報告し、各委員において、当該結果を参考として議論が進められた。

1 増員構想

最近の治安情勢は、刑法犯認知件数が減少するなど改善傾向にあるものの、ストーカー・DV事案や特殊詐欺を始めとする女性や高齢者が被害に遭う犯罪が多発するなど、依然として厳しい情勢にある。

また、我が国を取り巻く国際情勢の変化への的確な対応を図るとともに、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功に向けて、警察の事態対処能力を強化することが必要となっている。

これらの情勢を踏まえ、徹底した合理化・再配置の取組を行ってもなお既存の人員で対処し難い緊急の課題に的確に対処するため、今後3年間をかけて3,000人の地方警察官の増員を図る必要がある。

2 増員要求数

1,020人

3 増員要求項目

- 人身安全関連事案対策の強化（680人）
- 特殊詐欺対策の強化（225人）
- 我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応するための事態対処能力の強化（115人）

4 今後の予定

増員要求の容認に向け、引き続き関係当局と折衝を実施。

増員要求が容認された際には、警察法施行令別表第2の地方警察官の都道府県警察ごとの定員の基準を改正する予定。

1 殉職警察官

福岡県 警察署

巡査

2 発生日時・場所

- (1) 日時：平成26年8月22日（金）午前4時25分頃
- (2) 場所：福岡県糟屋郡志免町^{しめまち}

3 事案概要

殉職警察官は、上記日時、相勤者とともに、大雨洪水警報中の上記場所において交差点の冠水等の内水氾濫に対応中、高架脇の側道に雨水があふれて濁流が流れていたため、同側道脇の側溝に転落し、そのまま濁流とともに流され、上記場所から約3キロメートル離れた宇美川^{うみ}内で発見された。

同日午前7時15分、搬送先の病院において死亡確認したもの。

<p>公安委員会 説明資料No. 4</p>	<p>トルコからの柔道講師の帰国について (第4回アフガニスタン警察官訓練支援)</p>	<p>平成26年9月4日 国際課</p>
-----------------------------------	--	--------------------------

1 柔道講師の帰国

本年6月2日から、JICA短期派遣専門家としてトルコ共和国に派遣され、シヴァス警察訓練センター（トルコ警察の訓練施設）において、約500名のアフガニスタン警察官訓練生に対して柔道訓練を実施した6名の柔道講師（大阪府警察等）は、8月29日、任務を終え、帰国した。

2 第4回柔道訓練の概要

(1) 概要

- 6月9日から8月23日までの11週間。
- オリエンテーション2時限及び実技訓練42時限。
- 受身・投技・固技（抑技・絞技・関節技）を指導。

(2) 成果

アフガニスタン警察官訓練生は、柔道技術の修得のみならず、速やかな整列・集合等の集団行動も行える等、規律も体得。トルコ警察も柔道講師の真摯な姿勢に感銘を受けつつ、深く感謝の意を示した。

3 山本国家公安委員会委員による督励訪問

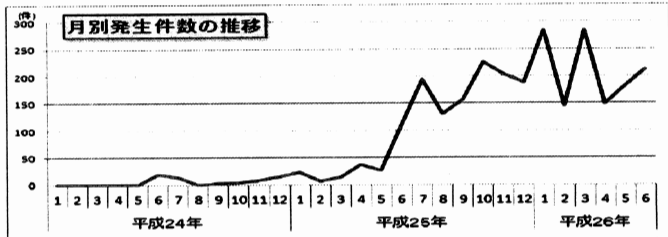
平成26年8月6日、山本委員がシヴァス警察訓練センターを訪問し、派遣中の柔道講師を督励。

テメル訓練センター長から日本の支援に対する感謝の意が示され、日本警察の国際貢献を確認。

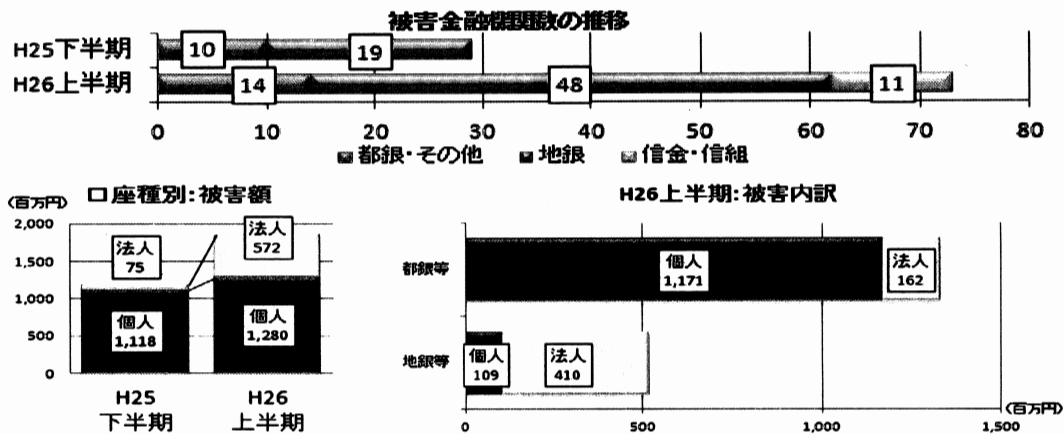
1 平成26年上半期の発生状況

(1) 発生状況 1, 254件 約18億5, 200万円

期間	件数	被害額
H26上	1,254	約18億5,200万円 (約148万円/件)
H25下	1,098	約11億9,300万円 (約109万円/件)
H25上	217	約2億1,300万 (98万円/件)



(2) 被害が多く、地方銀行や信用金庫・信用組合に拡大するとともに、法人名義口座に係る被害が拡大 (別紙「1」、「2」)



(3) コンピュータ・ウイルスの悪質・巧妙化

(4) 不正送金等の態様

ア 資金移動業者を介して不法に国外送金する事犯が減少 (別紙「3」)

イ 不正送金先口座名義人の69.5パーセントが中国人 (別紙「4」)

2 不正送金事犯の防止対策

(1) 国際的なボットネットのテイクダウン作戦への参加

ア 5月30日から米国連邦捜査局 (FBI) 及び欧州刑事警察機構 (Europol) が中心となるウイルス (Game Over Zeus) のネットワーク崩壊作戦に参加
イ FBIが把握した情報を基に国内のISP等を通じ、約15万5,000件の感染端末利用者に対する注意喚起を推進

(2) 取締りの徹底

ア 69事件で133人を検挙。うち中国人が83人 (62.4パーセント)

イ 関係部門と連携した取締りと積極的な国際捜査共助要請を推進

(3) 関係事業者等と連携した施策の推進

ア 5月15日、金融機関関係団体に対し、セキュリティ対策の推進・強化を文書で要請

イ ウイルス対策事業者等から提供を受けたウイルス感染端末情報等を活用した被害拡大防止に係る取組の強化

概況

平成 26 年上半期（1 月から 6 月）における生活経済事犯の検挙事件数は 3,354 事件で、前年同期より 75 事件（2.2%）減少
また、検挙人員は 4,328 人で、前年同期より 65 人（1.5%）減少

1 頁

1 悪質商法事犯等の状況

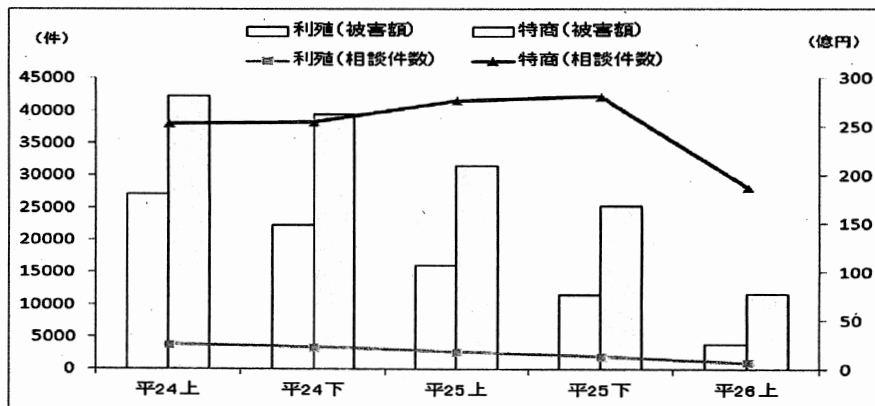
- 消費生活相談における悪質商法事犯の被害額は減少傾向
- 悪質商法事犯の検挙事件数・人員は横ばいで推移
- 外国通貨取引や公社債取引など多くの類型で高齢者が狙われる傾向
- 多くの事犯で、他人名義の預貯金口座、バーチャルオフィス、レンタル携帯電話などが利用されている

2 頁

7 頁

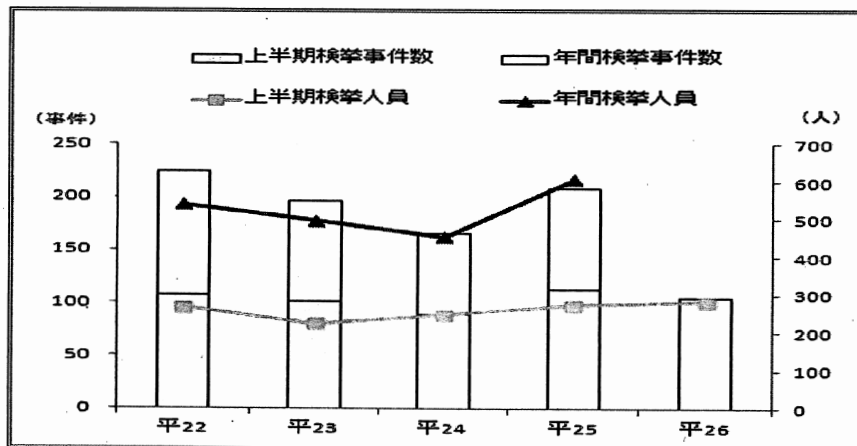
24 頁

悪質商法事犯の可能性のある既遂被害に関する相談件数及び被害額



PIO-NETデータにより作成

悪質商法事犯の検挙事件数及び検挙人員



【対策】

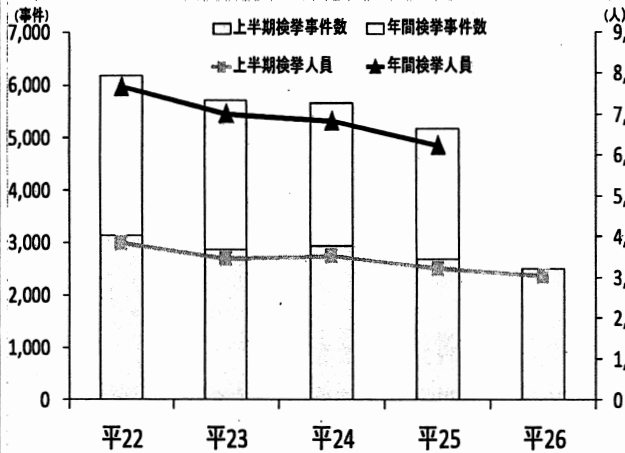
- 被害の拡大防止を意識した早期の事件化
- 犯行助長サービス対策の一層の推進

2 国民の健康や環境に対する事犯の状況

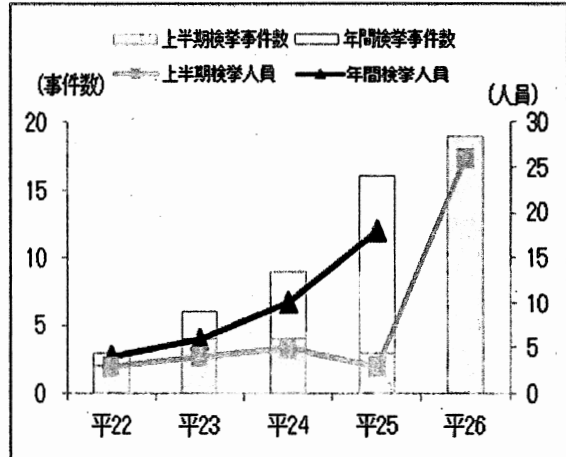
- 廃棄物事犯は、関係行政部局との連携や法改正の効果により、検挙事件数・人員ともに減少
- 薬事関係事犯(指定薬物にかかる事犯を含む)は、検挙事件数・人員とも増加。また、アートメイク等医事関係事犯で、検挙事件数・人員とも大幅増加

19頁
17頁

廃棄物事犯の検挙状況



アートメイク施術に関する医師法違反事犯の検挙状況



【対策】

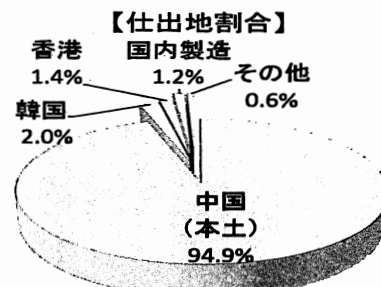
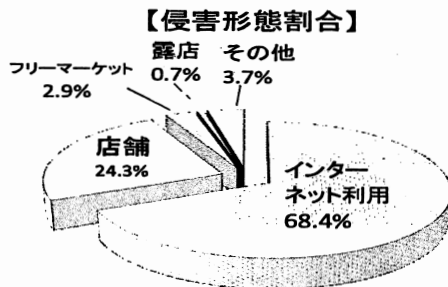
- 関係行政部局との連携強化と早期発見・検挙による廃棄物事犯の拡大防止
- 国民の健康被害に直結する事犯に対する積極的な取締り等の推進

3 経済の公正な競争を阻害する事犯の状況

- 偽ブランド事犯・海賊版事犯ともに、検挙事件数・人員が昨年より増加
- 商標権侵害事犯の68.4%でインターネットが利用されている
- 仕出地が判明した偽ブランド品の90%以上が中国本土から

21頁

商標権侵害事犯における侵害形態及び仕出地の割合



【対策】

- 知的財産権侵害事犯においても、犯行助長サービス対策を積極的に実施
- 関係国への問題提起

1 交通政策基本計画について

交通政策基本法（平成25年法律第92号。以下「法」という。）に基づき、交通に関する施策（※）を総合的かつ計画的に推進するため、内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が交通政策基本計画（以下「基本計画」という。）の案を作成することとされているもの（法第15条）。

※ 交通の安全に関する施策については、交通安全対策基本法の枠組みにより実施

2 基本計画の原案の概要（計画期間：2014～2020年度）

第1章 交通政策を巡る動きと基本認識

第2章 基本的方針、目標と講ずべき施策

… 法の規定等を踏まえた3つの基本的方針を設定し、各基本的方針ごとに目標と講ずべき施策及び数値指標を記載

第3章 施策の推進に当たって特に留意すべき事項

3 警察関連の主な施策及び数値指標

- 高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動のための施策（法第17条）

バリアフリー対応型信号機等の整備の実施

指標：主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等のバリアフリー化率 【2013年度 97.8% → 2016年度 100%】

- 交通の利便性向上、円滑化及び効率化（法第18条）

幹線道路等における信号制御の高度化の推進

指標：通過時間の短縮 【2012年度から2016年度末までに約9千万人時間/年短縮】

- 交通に係る環境負荷の低減に必要な施策（法第23条）

自動車を排出源とするCO₂削減に向けた信号制御の高度化の推進

指標：CO₂の排出抑止 【2012年度から2016年度末までに約18万t-CO₂/年抑止】

4 今後の手続

9月5日～9月25日（予定） パブリックコメントの実施

年内 環境大臣への協議を経て基本計画の閣議決定及び公表

1 人的被害（9月4日午前7時現在）

- 死者 72人（身元判明者72人。うち、安佐南区66人、安佐北区6人）
- 行方不明者 2人 ○ 負傷者 44人（重傷者8人、軽傷者36人）

2 政府の対応

- 8月20日、官邸情報連絡室（21日～官邸対策室）を設置。
- 22日、内閣府に非常災害対策本部を設置。これまでに10回の会議を開催。
- 20日、政府現地災害対策室（22日～非常災害現地対策本部）を設置。
- 20日、政府調査団を派遣。25日、安倍総理大臣が被害状況等を視察。

3 警察庁の対応

20日、災害情報連絡室を設置。22日、次長を長とする非常災害警備本部に改組。

4 広島県警察の対応

- 広島県警察は、発災以降、派遣部隊を含む約1,700人体制（9月1日からは約1,250人体制）で災害警備活動を実施。
- 救出救助、行方不明者の捜索は、約1,100人体制（1日からは約670人体制）で実施。夜間も広島県警察の部隊が交替で実施。
- 発災後、ヘリテレ映像を官邸等に送信。

5 警察災害派遣隊の派遣状況（期間及び派遣部隊）

8/20～23	6府県(山口、島根、鳥取、岡山、大阪、兵庫) 689人・重機2台・ヘリ1機
8/23～27	9都県(警視庁、愛知、三重、滋賀、奈良、徳島、香川、愛媛、高知) 685人・警察犬4頭・重機4台
8/27～31	5都県(警視庁、栃木、埼玉、神奈川、新潟) 441人・警察犬4頭・重機2台
8/31～9/4	大阪169人・警察犬2頭・重機2台

6 活動事例等

- 屋根の上に取り残された高齢者夫婦等9人を警察ヘリでホイスト（つり上げ）救助（20日）。また、崩壊した家屋内等から多数の要救助者を救出するなど、迅速・的確な初動対応を実施。
- 警視庁の警察犬4頭が、土砂に埋もれていた6人の遺体を発見。
- 避難所を巡回しての運転免許証再交付の受付及び手数料の免除(8/26～31)。
- 被災者支援隊「メイプル隊」を編成し、2人一組の10班（パトカー10台）で避難所等における防犯指導、警察活動に関する要望の聴取、防犯活動等を実施。
- 被災地における防犯パトロールを強化。避難所における防犯チラシの掲示、報道機関を通じた防犯広報、県警メルマガの配信等を通じて被害防止を呼びかけ。
- 各部隊の幹部等が、報道機関に対し、救出救助、行方不明者の捜索状況等について積極的に広報。

公安委員会

説明資料No. 9

外為法違反事件被疑者の逮捕について

平成26年9月4日

外事課

大阪府警察は、北朝鮮に貨物を不正に輸出した疑いで、8月21日(木)、被疑者2人を通常逮捕した。

1 被疑者

- 甲 大阪府内に居住する貿易会社役員の女 (47歳)
- 乙 静岡県内に居住する貿易会社役員の男 (41歳)

2 逮捕罪名

外国為替及び外国貿易法違反 (無承認輸出)

3 事案の概要

被疑者らは、共謀の上、平成21年6月18日から北朝鮮向けの貨物の輸出が禁止されているにもかかわらず、平成25年6月中旬ころ、食料品等約370カートン(輸出申告価格約258万円)を、経済産業大臣の承認を受けないで、大阪南港から香港を経由して北朝鮮に輸出したものである。

4 参考

我が国政府が講じている対北朝鮮措置に係る違反事件の検挙は、本件が31件目となる。